

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー  
京都市MICE開催支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、MICEの積極的な誘致を促進し、国際文化観光都市京都の発展及びMICE関連産業の振興に寄与するため、京都市から公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー(以下「コンベンションビューロー」という。)に支出される補助金を用いて、京都市内において開催されるMICEのうち、京都市の活性化に寄与すると考えられるものに対し、その開催に係る資金の一部を助成する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成対象となるMICEは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす学会、会議、総会、大会、コーポレート・ミーティング、インセンティブ・ツアー等(以下、「会議等」という)とする。ただし、コンベンションビューローが必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 京都市内で会期が2日以上会議等を開催すること。
- (2) 現地予定参加者が50名以上であること。
- (3) 主催団体が、国又は地方公共団体以外の団体であること。
- (4) 特定の個人又は団体の利益を目的としないものであること。
- (5) 政治活動又は宗教的活動を目的としないものであること。
- (6) 申請者及び助成を受けようとするMICE主催者(以下「主催者等」という。)は京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等または同条5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (7) 当該助成事業は、公序良俗に反するものでないこと。
- (8) 本助成事業に京都市の他の予算・助成金等を利用していないこと。ただし、「大規模国際コンベンション開催支援助成金」を除く、京都らしいMICE開催支援補助制度及びサステナブルなMICE開催支援補助制度との併用が可能。
- (9) 当該助成事業は、コンベンションビューローが定める助成除外日以外に開催すること。  
※詳細は別紙カレンダーのとおりとする。
- (10) 助成金を含めた収支決算書が黒字ではないこと(黒字の場合は、黒字額を助成対象外とする)。

(助成金加算の対象)

第3条 助成対象となるMICEのうち、以下のすべての要件を満たす会議等については、加算して助成を行う。

- (1) 参加者数が100名以上であること。
- (2) 参加国数が日本を含む3か国以上であること。
- (3) 会期が2日以上であり、過去5年以内に京都市内での開催実績があること。

(助成金の限度額)

第4条 助成金額は、会議等1件につき原則として200万円を超えないものとし、会議の開催時期・期間・規模等に応じて金額を決定する。

また、第3条の要件をすべて満たす会議等については、別途1件につき最大40万円を上限に加算して助成を行う。

(助成金の交付申請)

第5条 助成を受けようとする主催者等は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援助成金交付認定申請書(第1号様式の1)に次の各号に掲げる書類を添えて、コンベンションビューローに提出するものとする。申請は対象事業の開催予定日1箇月前までとし、原則1箇月を過ぎた申請は受け付けない。

- (1) 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援助成金交付認定審査依頼書(第1号様式の2)
- (2) 事業計画書又は開催趣意書
- (3) 収支予算書又は資金計画書
- (4) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの

(審査及び助成の決定と通知)

第6条 コンベンションビューローは、第4条による申請があったときは、助成対象の可否及び交付予定額を決定する審査を行うこととし、審査に要する基準などについては京都市と協議のうえ決定する。

2 前項の審査の結果、助成対象とすることが決定された会議等について、コンベンションビューローは公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援助成金交付承認・交付予定額通知書(第2号様式)を主催者等に送付するものとする。

3 審査の結果、助成金の交付が適当と認められなかった会議等について、コンベンションビューローは、主催者等に対し、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援助成金交付不承認通知書(第3号様式)を送付するものとする。

(助成金申請の取下げ)

第7条 申請者は、助成金交付承認・交付予定額通知書を受けた後において、助成金申請を取下げ場合は、速やかに助成金申請取下げ届書(第4号様式)をコンベンションビューローへ提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第8条 補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る承認の申請は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援助成金変更承認申請書(第5号様式)によって行うものとする。

- 2 補助事業等の中止又は廃止に係るコンベンションビューローの承認の申請は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援助成金事業中止・廃止承認申請書（第6号様式）により行うものとする。
- 3 コンベンションビューローは、第7条並びに前二項の申請があった場合において必要があると認めるときは、助成金の交付予定額を変更することができる。この場合において、コンベンションビューローは、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援助成金交付額変更通知書（第7号様式）により、主催者等に通知するものとする。

#### （事業完了の届出）

第9条 助成対象事業の主催者等は、事業の実績報告を、助成対象事業終了後2箇月以内又は、翌年度4月4日までのいずれか早い日に、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援助成金認定会議開催実績報告書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1）収支決算書
- （2）事業実施報告書
- （3）助成対象事業の写真

#### （助成金の交付）

第10条 第8号の実績報告による助成額の確定通知は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援助成金交付額決定通知書（第9号様式）により行うものとする。

#### （助成金の交付方法）

第11条 主催者等は、決定通知書受領後、京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援助成金振込依頼書(第10号様式)をコンベンションビューローへ提出し、これを以てコンベンションビューローは主催者等に対し、助成金を支払うこととする。

#### （助成金活用の告知等）

第12条 主催者等は、助成対象事業の実施に当たっては、作成する印刷物（ポスター、プログラム、パンフレット等）や看板などに必ず以下の京都MICEロゴと定型文を用いてコンベンションビューローからの助成を受けている旨を表示しなければならない。広報印刷物への掲載が間に合わない場合は、京都MICEロゴおよび告知定型文をA3サイズ以上の用紙に印刷し、会場にて掲示し掲示写真を提出すること。（別紙のデータを印刷のうえ利用すること。）後援名義許可を得た場合でも、後援、スポンサーなどの表記での告知は認められない。

京都 MICE ロゴ



京都 MICE 基金バナー



#### 告知定型文

日本語：「本事業は、宿泊税を財源とした、京都市および公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの助成金を活用し実施しています。」

英語：「This program is supported by a subsidy from Kyoto City and the Kyoto Convention & Visitors Bureau.」

- 2 主催者等は、助成対象事業のウェブサイトを有する場合、コンベンションビューローが定めるバナーの掲載を行うこと。
- 3 主催者等は、京都MICE基金の広報協力をすること。
- 4 コンベンションビューローが別途定める協力依頼事項について、可能な限り協力を行うこと。

(その他)

#### 第13条

- (1) 本制度は、京都市からの補助金により、コンベンションビューローの予算の範囲内において年度単位（4月1日から翌年3月31日）で行っており、原則申請順で審査を行うことから、年度内でも申請受理多数の場合、募集を中止する場合があります。予めご了承下さい。
- (2) この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、コンベンションビューロー専務理事が別途定めます。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。